

## 第7回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年6月15日(水) 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス フォーラムA  
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員  
欠席者 中山委員  
傍聴者 2名

### 議題

#### 1 委員長挨拶

#### 2 議題

- (1) 第6回委員会議事録の確認
- (2) 武蔵野市男女平等推進条例(仮称)骨子案の検討について  
「公表される情報への配慮等、個別の施策、苦情の申し出、他全般」について
- (3) 意見交換会について
- (4) その他  
委員会の日程確認

#### ■議題(1) 第6回委員会議事録の確認

資料1に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

#### ■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案の検討について

「公表される情報への配慮等、個別の施策、苦情の申し出、他全般」について  
資料2に基づき事務局が説明。

#### 【委員長】

- ・まず、委員から提案いただいた前文の箇所の4段落目のところについてだが、平和のところを具体的に入れてもらった。

#### 【委員】

- ・市の基本計画が相当練られており、基本計画の中で、歴史やまちづくりのキーワードがあり、それを参考にした。軍需施設があり、空襲を受けた歴史があるわけだが、よりインパクトの強い、本土空襲の最初の目的地と言ったほうが、歴史的な経緯を武蔵野市は背負っているのだということが伝わるのではと考えた。

#### 【委員長】

- ・ほんとうに武蔵野市が最初だったのか。

#### 【担当部長】

- ・多摩地域の中で、B29による爆撃が最初だったということである。もう一度確認する。

#### 【委員】

- ・いずれにしても、この地域ではほんとうに最初の目的地となったということだ。それから、この前の起草委員会で、男女共同参画を推進する拠点施設の運営というところは特に論議されなかったもので、そのままにした。

#### 【委員長】

- ・浄化運動等、拠点施設を担ってきた部分はぜひ入れたいが、どうつなげるか。キーワードは、都市文化、市民活動、事業活動の持ち味、自治と連携、まちづくりなど、その辺になるか。

#### 【委員】

- ・市民自治を目指し、浄化運動等に見られる市民の高い参加意識のもと、文化の創造発信地としてのまちづくりを推進してきたということで検討してきたが、どうもうまくつながらないという話があった。市民活動、事業活動は、例えばどのようなことかと問われたら、武蔵野の場合はどのようになるか。

#### 【事務局】

- ・これまで培われた都市文化というのは、吉祥寺のまちづくりが一番わかりやすいと思うが、市民活動、事業活動で培われてきたことについては、コミュニティセンター構想というのが昭和45年ぐらいからあり、市民参加による地域づくりの拠点として、コミュニティセンターが位置づけられた。そこで市民の自主管理により、自分たちで地域づくりをしていこうということになり、これをきっかけに地域のニーズや問題解決にあたり市民自らが参画するといった風土が生まれたという歴史がある。現在は、三百以上の市民団体やNPOが、福祉や環境、まちづくりの分野などで活動し、問題解決に汗を流している。そういったことが武蔵野市の特徴だと考える。

**【委員長】**

- ・文章としてなじむように、浄化運動と拠点施設の運営をうまく入れ込もう。

**【委員】**

- ・それを真ん中に入れて、最後に平和の都市を持ってきて、少し言葉を工夫すれば、完成するか。

**【委員長】**

- ・本土空襲の最初の目的地のあたりは、もう一度、調べてもらうとして、あとは起草委員会で持ち帰り、何とか文章として練り上げることとする。他に意見、質問などはないか。

**【委員】**

- ・前文の3段落目の、「今なお」で始まるところが、次の行も「今なお」と、2つかぶっているので、2行目の「今なお」を削除したほうがよい。

**【委員長】**

- ・確かにその方が良いので修正する。ほかはいかがか。

**【委員】**

- ・4段落目は、武蔵野市ということに関して、先ほど言われた2行をベースに検討し、それから、浄化運動や拠点施設の運営といったことが男女のテーマで取り組まれてきたということが2項目目に入り、最後に平和のことが3項目目に入るという形で組み立てられるとおさまりがいい。
- ・それからもう一点、基本理念の1に、差別的扱いや暴力を受けずに尊重されるということがあり、2のところには、性別役割分担意識や慣行のことが書かれている。前文の3段落目の、しかしながらの後のところでは、基本理念の2が反映されているので、基本理念の1の暴力のことに関しての文言も入れてはいかがか。暴力の課題は、大きいと思うので、最初の前文のところ、そういった課題があるということ意識してもらう意味でも、入れてどうか。
- ・それから、前文の3段落目に「働き方の多様化が進む環境にあっては」とあるが、この環境という言葉がいま一つ、しっかりこなかったので「多様化が進む現代にあっては」としてはどうか。

**【委員長】**

- ・今の提案は、3段落目のところで、役割分担意識や社会的慣行といった課題が残されているわけだが、基本理念の1番目にある暴力の問題は大事なので、この文言をここに加えたいということである。
- ・それから、「生き方や働き方の多様化が進む環境」の環境は、何か茫漠とした言葉なので「現代にあっては」ということでいかがかという提案である。

**【副委員長】**

- ・提案はいいと思うが、今、3段落目の別のところで気づいたのが、役割意識と慣行との関係である。意識と慣行については、意識が慣行を支えて、慣行が意識を生み出すものと考えて。そうすると、意識があって、それに基づいて慣行が出てくるという表現はおかしいのではないかと。意識さえ変えれば社会慣行や制度などが変わっていくという、大きな前提のような気がする。暴力を含めて、文言を少し考えたほうがよい。

**【委員長】**

- ・それに基づくというと、意識が慣行を決定する、下部構造が上部構造を決めていいのかという気がする。社会的構築主義からすれば、これは両方、つくり、つくられということだと思うの

で、それに基づくというところは、変えたほうがいいのかも。それと、暴力という言葉も入れたいと考える。特に、今も残っているというのであれば、暴力ということなのかもしれない。それから「環境」ではなく「現代」がよいか。では、起草委員会預かりとする。

**【副委員長】**

- ・環境というのは、現代とか、ある種の時間性というか、時間の問題のような気がする。

**【委員長】**

- ・「現代社会にあっては」にしてみてもどうか。少し考えてみる。ほかに、前文はいかがか。

**【委員】**

- ・今の「しかしながら」のところだが、このことが阻害要因となり得るものである中の、少子高齢化と国際化、生き方や働き方の多様化についてはわかるが、高度情報化の現代社会において、固定的な役割分担意識が阻害要因になるということのつながりが、ほかのものに比べるとしっくりこない。

**【副委員長】**

- ・おそらく、ここに高度情報化が入ることによって、後半のメディア・リテラシーにつながりやすい気はするが、高度情報化については、確かにもう少し適切な文言があってもいい。

**【委員長】**

- ・少し古い言葉である。「高度情報化社会」は、80年代、90年代ではないか。

**【副委員長】**

- ・「情報化社会」はいかがか。

**【委員長】**

- ・あらゆるものが情報化するというのであれば、情報化がよいか。ただ、やはり、現代社会の1つの特徴であるグローバル化、グローバリゼーションとも重なる。起草委員会のほうで検討させてもらう。

**【委員】**

- ・高度情報化ではなく、個々の人が扱える情報の多様化ではないか。つまり、1人の人が、それこそ暴力的な発信が幾らでもできてしまうような社会になってきているわけである。そういうことが課題ではないか。だから、社会全体が高度情報化しているということよりも、個々の人が扱い、発信できる情報が昔と変わってきているわけである。

**【委員長】**

- ・しかし、それは実は、社会や国が求めてきたことでもある。社会が推進してきた。少し考えさせてもらう。ほかにいかがか。用語の定義はどうか。まだ確定ではないが、中身によっては用語が増えることは有り得る。

**【委員】**

- ・用語の定義のメディア・リテラシーのところだが、ですます調ではないか。

**【委員長】**

- ・ですます調で統一する。

**【委員】**

- ・似たようなことで言うと、(5)の括弧書きに「いいます」「いいます」と書いてあるのが少しくどいので、括弧の中は「不合理な取り扱い」でとめて「認められないもの」でとめて、最後だけ「いいます」と残した方がすっきりする。

**【委員長】**

- ・これは吟味してもらう。最初のほうは、差別的な不合理な取り扱いにし、後半の正当性が認められないものでとめる。ほかにいかがか。

**【委員】**

- ・前回議論した直接差別と間接差別の言い方で、論点のところにもあるが、対象が限りなく広がってしまい、曖昧になるといった議論があった。私自身は、条例をつくただけで世の中の差別が変わるといえるとは思えないので、だからこそ、差別を生む土壌は絶対許さないという強い決意がないと、後出しの条例の意味がないのではないか。なので、間接差別は絶対に入れ

ていただきたい。

**【委員長】**

- ・そう思うので、一応残したが、ほんとうに際限なく広がるということになると、確かにそういうことはあるのかもしれないが、直接的か間接的かを問わずということはやはり入れておきたいと考える。

**【副委員長】**

- ・間接差別と直接差別を禁止するというのは、国の法律でも禁止になっている。

**【委員長】**

- ・均等法で入れているので、よろしいかと思う。

**【委員】**

- ・性別等の定義だが「男女の別のみにとらわれない」と書かれているが、このとらわれないという言葉が少し気になっている。「男女の別のみではなく」と言ってはだめなのか。つまり「とらわれる」というのは、ある種「あなた、とらわれていますよね」というように、他者をだめだよねというふうに言う言葉だと思われるので、もう少しニュートラルな表現ではまずいのかということが1点目である。
- ・2点目が7番目の性に関するハラスメントのところで2つある。妊娠、出産、育児と書かれていて、結婚というのはないのかなと。「あなた、まだ結婚しないの」といった言われ方が非常に人を傷つけることはたくさんあるわけだが、これだけ並んでいるなら、結婚も入っていてもおかしくなろうというのが1つ。
- ・もう一つは、周囲の者を不快にさせるという表現があるのだが、この不快にさせるという表現は、少し扱いが難しい。なぜなら、いろんなことが人を不快にさせることがあると考えられるからだ。例えば、おねえ言葉を使っている人に対して「キモい、不快だよ」と言う人がいるかもしれないが、それはどうなるのだということがある。なので、この不快にさせるという表現は、人が不快になったら、何でもかんでもだめなのかということを含むことになる。なので、この「不快にさせ」を削除し「尊厳を傷つけ、不利益を与え、脅威を与えると」ということだけ残してはどうか。これが2つ目である。
- ・3つ目が8番の積極的改善措置だが、ここには機会の提供ということが書かれているが、機会だけではないと考える。「機会及び参画の結果について、性別等による格差及び不利益が生じていると見られる場合に、その格差及び不利益を改善するために、必要な範囲において活動への参画を推進する措置をとる」というような文言にしたほうが、積極的改善措置の意味がきちんと表現されるのではないか。

**【委員長】**

- ・最初の提案の、とらわれるという、囚人の囚の字を漢字で使うわけだが、それはちょっときつくないかということか。

**【委員】**

- ・「男女の別のみではなく」としてはいかがか。

**【委員長】**

- ・「別のみではなく」は、あまりなじまないか。でも、とらわれるという言い方自体が非常に決めつけ的というか、少しシビアという感じはある。

**【委員】**

- ・ここで言わんとしていることは「男女だけではないよ」ということではないか。

**【委員】**

- ・男女の別だけではない多様な性はどうか。

**【委員】**

- ・それでもいい。

**【委員長】**

- ・では置きかえてみよう。

**【副委員長】**

- ・そこで、用語の定義から性的指向と性自認をとったわけだが、ジェンダーだけではなく、セクシュアル・オリエンテーションとか、そのアイデンティティーも含めて性別と呼ぶというようなことを、ここに入れておいたほうがよいのではないか。

**【委員長】**

- ・むしろ、ここは入れたほうがよいか。「性別等」と言うときに、いろいろなものを含めているわけだから。

**【副委員長】**

- ・「性別等」と言ったときに、その場合は恋愛感情や性的な関心がどちらの性別に向かうか、また、自分がどのような性別であると認識するかというような、性的指向や性自認も含むというような言い方か。それを「性別等」という形で入れておくのは、わりと後出しの条例としての意味はあるかなという感じはする。

**【委員長】**

- ・ダイバーシティは入れなかったの、それをある程度、担保するようなもので、性的指向、性自認、この性別等の中に含めると。

**【副委員長】**

- ・等に含める。

**【委員】**

- ・もし、そういったものを入れるとしたら、そのようなワードではなく「こういうものも含まれる」と文言として入れることはできないか。つまり、その言葉自体が普通にあまり使われていない言葉なので解説が必要だという、用語の定義というのはそういうことである。あるいは、普通に使われている意味と少し違うので説明する。性自認などの言葉は、普段、私たちは使っていない。そのため、読んだ人は、性自認とだけ書いてあったら、よくわからないという感じになる。でも、その説明を入れれば、その説明が適切なのかどうかみたいな形になってくる。

**【委員長】**

- ・男女の別だけではないというふうに平たい言い方にしたのと同じように、性自認や性的指向もそういったブレークダウンした形で入れる。

**【副委員長】**

- ・性自認という言い方は、私たちはほんとうに使わない。それはジェンダーアイデンティティーの古い訳である。

**【委員長】**

- ・性同一性。

**【副委員長】**

- ・そうだ。性同一性と訳すか、性自認と訳すか。でも、今は日常でも使わないし、学術語でも使わない。どちらかというとなアイデンティティーである。

**【委員長】**

- ・本人が思うアイデンティティーである。いずれにしても、コンセプトとしては性的指向性、性アイデンティティーのことは、ぜひ入れたい。ただし、その用語をそのまま使うと、また定義を入れたりしなければならぬので、平たい言葉に直して入れよう。起草委員会で預かる。
- ・それから、結婚を入れるのはどうか。これはちょっと唐突ではないか。

**【副委員長】**

- ・女性にまだ結婚しないのかとか、オールドミスとか、そのような言い方が実際にはあり、女性だけではなく、男性に関してもある。

**【委員】**

- ・このような項目が並んでいるのであれば、結婚という項目が入っていても不思議ではないと考える。嫌な思いをしている人はたくさんいる。

**【委員長】**

- ・どうだろう。唐突感はある。妊娠、出産、育児というのは、ある種、一つながりであるが。結婚は制度にかかわるし、少し違う気もするが、ほかに入れようもないか。

**【委員】**

- ・入れるなら、おそらく、法律用語としては婚姻という言葉のほうがいい。憲法でもそうである。

**【委員長】**

- ・「婚姻に関する発言や行動」であればおかしくはない。性に関する発言や行動、婚姻に関する発言や行動、妊娠に関する発言や行動と。

**【副委員長】**

- ・もう少し学者的に言うと、妊娠、出産、育児も性に関するとか、性の概念は広いからと言って、性とリプロ的なものが結びついているのはいかがなものかと考える。網羅的に書こうと思うと、そうせざるを得ないのか。

**【委員】**

- ・今、ハラスメントのことが出ているが、少なくともセクハラ定義の中には、主観的に不快になるということが入っている。同じことを言われても、心底不快ではないという人もいるにはいるので、その人がいいなら、別に構わないということである。例えば、セクハラのようなことで調査するときには、本人がまず不快になったということがスタートで、プラスで、客観的に見て、普通、人がどう考えるのかということと二重にチェックを入れてみるというやり方をするので、どういう基準で見るかという、そういう基準をもう一つ、入れるかどうかだと考える。人が思えば、それだけでハラスメントになるわけではないというようなものを。

**【委員】**

- ・感覚的に嫌という感じがあるかないかがハラスメントの第一歩ではないか。

**【副委員長】**

- ・一歩ではあるが、私は、こういうものは嫌だということと、それが明らかなハラスメントだというふうに認められるということの間には、何か別のものがあって、これは不快だという自分の感覚を信じることはすごく重要ではあると思うが、そのことが全面的に常に認められるかと言うと、それは他者の権利の侵害とか、尊厳を傷つけているということが認定されない限りどうかと。

**【委員】**

- ・セクシュアルハラスメントについては「相手の意思に反して」とある。だから、不快というか、その人が嫌だと思っているというのは、出発点としてある。でも、不快よりは、意思に反してのほうでは、どうか。

**【委員】**

- ・つまり、嫌だと言っているのに押しつけられるみたいなケースか。

**【委員】**

- ・そうだ。

**【委員】**

- ・そこに強制性や力関係のようなものが絡んでくるとハラスメントだ、という意味であれば、そちらの話のほうがわかる。

**【委員】**

- ・セクハラ定義をそのまま性に関するハラスメント全体に当てはめていいのかということもあるし、この定義自体がどうなのかということをもう一回、見直さないといけないと思うが、そういう言葉に置きかえるということはあると考える。

**【委員長】**

- ・「本人の意図に関係なく、相手の意思に反し、尊厳を傷つけ、不利益を与え」のような感じか。

**【副委員長】**

- ・意思に反したことを何か強制させたときに、権力が発動したというふうに言える。

**【委員】**

- ・だから、嫌だと言ってもやめてもらえないとか、その場から逃れられないとか、そういうある種の力関係がそこにある場合に、ハラスメントと言うのではないか。

**【委員長】**

- ・それはそうだが、意思に反してだけでは、少し足りない。

**【委員】**

- ・意思に反して不快にさせることはハラスメントになる。

**【副委員長】**

- ・でも、意思に反してって、どのように測定するのかというと、私は気にしないわという人もいるかもしれない。でも、そのこと自体が、もう完全にハラスメントだと、ある種の基準に照らし合わせればあるわけである。

**【委員長】**

- ・意思に反すること自体が全部そうなのかというと、意思に反することはたくさんある。

**【委員】**

- ・それから、本人や相手、他者などの用語はどうすれば適切か。

**【委員長】**

- ・起草委員会で預かる。

**【委員】**

- ・定義の2の男女平等社会だが、1の性別等で男女の別のみではないと言いつつ、2でまた男女に完全に返るのが、何かミスマッチな感じがする。

**【副委員長】**

- ・男女をすべての人と、基本理念のところでは言いかえているので「すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず社会の対等な構成員として」という感じではないか。

**【委員】**

- ・以前に、ここを男女にしないで、すべての人を主語にすると、この男女平等というところがぼやけてしまうという話があったので、このまま「男女が互いに」ではなく「性別等を超えてすべての人が」など、すべての人が、の前に、何か枕言葉をつけておくのはいかがか。

**【委員】**

- ・では「性別等にかかわらず、すべての人が」にすればいいのではないか。
- ・「もって」の後の男女の記載は、最初に主語があれば必要ない。「もって平等に」とつなげればよい。

**【委員長】**

- ・そのようにしてよろしいか。先に進む。性に関するハラスメントはもう一度、検討する。それから、積極的改善措置のところ、機会だけではないだろうと。結果の平等のための措置ではないかという提案だった。ポジティブ・アクションは、機会というよりも結果を平等にするための措置である。結果の平等が入るように検討したい。

**【委員】**

- ・6番の親密な関係にある者からの暴力等だが、これを読んでも全く内容がわからない。その法律にそれぞれ書いてあるものを見ても、大して長くないので、それを引用した方がよい。ぱっと見ても、読んだ方は全然わからない。

**【委員長】**

- ・ここだけ法律第何条に規定するといった表現は唐突感がある。これも要検討にする。
- ・ほか、基本理念の3番はいかがか。「立案及び」を「立案の決定」にしたのだが、なぜ「及び」をとったのか。

**【委員】**

- ・「立案及び」でいいような気がする。

**【委員長】**

- ・「立案の決定」はおかしいか。

**【委員】**

- ・「立案及び決定」ではないか。

**【委員長】**

- ・「立案及び決定への平等な参画」という感じが。そのように戻そう。

- ・それから、責務については、体制の整備と財政上の措置を両方残してある。事務局側は、体制の整備といえ、財政上の措置は当然であるということがあるかもしれないが、入れておいたほうがよいかと思うが、これはまたもんでもらう。
- ・また、禁止事項は「あらゆる場」だけではなく「家庭、学校、地域」など具体的に入れてある。「配偶者など親密な関係にある者からの暴力等」なのだが、これはある意味、配偶者など親密な関係になくても、暴力は使ってはいけないのではないかと考える。あるいは、男女間の暴力など。

**【委員】**

- ・主語があって、これとこれをしてはいけないと書いているが、なぜか暴力だけ、誰々からのとついていて、少し日本語としておかしい。誰々からの暴力というのは、主語が振るわれる側になってしまう。

**【副委員長】**

- ・これは前の起草委員会のときに「配偶者など親密な関係における」としたはずだが。

**【委員】**

- ・それであれば大丈夫である。

**【委員長】**

- ・「親密な関係における暴力等」である。あとは、親密な関係でなければいいというわけではないわけで、親密な関係でなくても、赤の他人だっていけない。

**【委員】**

- ・しかし、それは全部「その他の性別等に起因する云々」で拾っている形になっている。

**【委員長】**

- ・それから、8の公表される情報への配慮等のところは、「公衆に情報を表示する」ではなく、「情報を公表する」でよいと考えるがいかがか。

**【委員】**

- ・この情報の配慮だが「誘発することのないよう配慮するよう努めるものとする」と、「よう」が2つつながっているので、言葉の問題だが、どちらかを切った方がよい。

**【委員】**

- ・「配慮するもの」とする。

**【委員長】**

- ・努力規定にしているが。配慮することに努めるという感じか。これも整えよう。

**【委員】**

- ・少し戻るが、6番の責務の論点に、市の責務に模範となるよう努めるという内容を入れられないかということがあった。ここをぜひ、市は率先して、男女平等の推進に取り組むとともに、事業者その他、あらゆる団体、個人の模範となるように努めるものとするというような文言を入れて、市の姿勢をはっきり示したほうがよいのではないかと考えるが、意見を伺いたい。

**【委員長】**

- ・模範ということに関してはいかがか。

**【委員】**

- ・賛成である。

**【委員】**

- ・賛成である。

**【委員長】**

- ・では、もう一度、復活してもらおう。

**【担当部長】**

- ・ここについては、ある面で市役所内のワークライフバランスの向上のことを、この全体的な条例にあえて示すのはいかがかと、個人的な意見としてある。

**【委員】**

- ・男女平等のこの条例は、全ての施策の中で、ベーシックなものだと考える。だから、やはり市



が率先してこういうことをしているということ、努力目標だが、努めてもらえれば、すごく武蔵野市の将来は明るくなるのではないかと。

【委員】

・例えば、様々な書類に書き込むときに、まだ男女の性別記載欄が非常に多い。その辺を例えば市が率先して変えていけば…。

【委員】

・事業者も倣っていく。

【委員】

・皆が目にするチャンスは多いはずだから、事業者がそれをするより効果が大きい。そういう意味でも、ある種の模範として取り組みを行うことはよいと考える。

【担当部長】

・市では不必要な男女の記載欄というのは、率先して削除している。

【委員】

・昨年からそうなったと伺っている。

【委員長】

・この件についてはいかがか。賛成との声が多かった。

【委員】

・何か入れるとしても、おそらく文言として入れるとすれば「模範となるよう努める」ではないと考えるが。

【委員長】

・規範的である。非の打ちどころがないようなものもあるのか。

【委員】

・法の文言ではない。道徳的なような感じか。

【委員】

・となると、どういう文言がよろしいか。社会的には市が率先して、そういうことに取り組んでもらいたい、進めていってもらいたいというような中身だが。

【委員】

・だから、市政や市での雇用関係などにおいても、特に率先してそういうことを行っていくということなのだろう。だから、模範となる、努めるということではない。

【担当部長】

・条例自体が全体の条例なので、特に市役所内部のことを書くのは若干、違和感がある。例えば、毎年の、市長の施政方針の中で、こういう形で市は取り組みますということを書いてもいいかもしれないが、これは後々まで続く条例なので、果たしてふさわしいかどうか。

【委員】

・今の市の責務の2つというのは、措置を講ずるとか協働するとか、バックアップします的である。まず、自らやりますといったところ、本気というか、市が様々に出していくものに対して率先して取り組んでいるということが啓蒙活動にもなっていくという意味もあるので、模範という言葉にぴたりときたが、率先して取り組むとか、何かそういうことがあると、読んだ者としては、そうかと、すっとんと落ちる。

【担当部長】

・条例で書くよりも、長期計画や、市長の方針など、そのようなところに入ってくるべきだと考える。

【委員】

・性別記載欄がある文書に対して表記はなくなると聞いたが、例えば、他の市の刊行物などに対して不適切ではないかといったことが言いやすくなるのかなという部分は少しある。

【担当部長】

・それについては、条文にあらうがなかろうが、不適切なものは不適切というふうに判断される。

【委員長】

- ・いかがか。ここももう一度、また検討したいと思うが、論点として残しておいて、模範という言葉が適当でないなら「率先して取り組む」といった文言にするか、また起草委員会預かりとしたい。起草委員会でも結論は出ないかもしれないが、残しておこう。

**【委員】**

- ・今のところに関しては、台東区のものでは、模範などの文言ではないが、都、区民、事業者、地域団体云々、その他の男女平等施策の推進を積極的に行うものとするという文言が入っている。

**【委員長】**

- ・これは施策の推進を積極的に行うだから、これは当たり前といえば当たり前である。

**【委員】**

- ・当たり前といえば当たり前だが、そういう文言が1つ入っている。

**【委員長】**

- ・1つ目の責務では「体制を整備して財政上の措置を講ずる」とあるが、積極的に進めるとは書いていない。

**【委員】**

- ・先ほどから言われている、市が積極的にやるということが文言として入っていると、それは、そうかという感じになる。

**【副委員長】**

- ・整備して、連携、協働するが、自分からはしない。

**【委員長】**

- ・確かに今の2つの責務の内容だと、よし、やるぞという心意気が見えない。再度検討する。

**【委員】**

- ・責務のところで見えて気づいたが、「男女平等社会」と「男女平等」という言葉がいろんなところで使われている。ここは男女平等社会ではなく、例えば、ここを男女平等にして、責任を分かち合うことができることというふうにすると、男女平等の推進というの、そういうものを推進するというふうに全部流せるので、男女平等を定義してしまえば、男女平等社会もそういう社会ということで作れる。定義は平等で切ってしまったほうよいと考える。それから「平等社会」か「平等」なのかというところが、いろんなところで、わりと自由に使われているので、そこも少し統一したほうがよいと考える。

**【委員長】**

- ・なるほど。定義の(2)の「男女平等社会」を、「男女平等」にしたほうがよいと。この状態を示すというふうにしておくと、そういう状態の社会というわけだから、ほかで全部使えるというわけだ。「男女平等」としておいたほうが、いろいろ応用がきくということだ。かつ、責任を分かち合うことを言うぐらいにしておくわけだ。男女平等で切ってみるか。
- ・ほかはいかがか。8の公表される情報への配慮等のところにあったメディア・リテラシーに関する記載は11の個別の施策の教育・学習に対する支援のところに移した。個別の施策は、推進体制、啓発・普及・広報、暴力の根絶、教育・学習に対する支援、家庭生活と社会生活の調和、性と生殖に関する健康と権利、相談支援、災害対策、積極的改善措置というふうに入っている。

**【委員】**

- ・教育・学習に対する支援のところは、男女平等社会を支える意識の形成だけではなく、態度も入れるべきでは。

**【委員長】**

- ・基本理念にも入れたので、ここは意識や態度の形成がいい。

**【委員】**

- ・同じ場所で言えば、頭に「学校教育、生涯学習、その他のあらゆる教育の場」と書いてあるので、2行目のところも同じようにすべきではないか。「その他」でもいいし「等」でもいい。何かほかのことも含まれるような表現にしておいたほうがいい。

**【委員長】**

- ・では、「等」にする。

**【委員】**

- ・教育・学習に関する支援で、市が意識の形成に向けた取り組みが行われるように、学校などを支援するのか。

**【委員長】**

- ・そうだ。

**【委員】**

- ・そうすると、メディア・リテラシーの育成についても、そのような構造になるのではないか。メディア・リテラシーの育成については、市が直接やるのか。

**【委員長】**

- ・直接ではなく支援ではないか。

**【委員】**

- ・だから、その意識の形成やメディア・リテラシーの育成に向けた取り組みが行われるように、教育の場の人たちを支援するのか、どちらなのかわからない。

**【委員長】**

- ・そうだ。この記載は前段に持ってきたほうがよいか。市がメディア・リテラシーの育成に努めるとするのは、かなり難儀である。

**【委員】**

- ・この文章だけ読むと、メディア・リテラシーの育成が最終ゴールのように見えるが、教育・学習に対する支援にはもっといろんなことがある。なので、前段に持って行った方がよい。

**【委員長】**

- ・では前段に持ってくることにする。メディア・リテラシーの育成もできるよう、学校教育、生涯学習等に携わる者を支援するという感じになる。

**【小山田委員】**

- ・学校教育と生涯学習、学習と教育というのが、改めて読んでみると、あまりしっくりこない。普通からいったら、家庭教育、学校教育、社会教育である。その他あらゆる分野の教育の場というような形でいくと、生涯学習というのは、あまりそういう並びでは見たことがない。

**【委員】**

- ・社会教育という言葉が、近年、ほとんど使われなくなってきているため、ここはあえて、生涯学習にしたのではなかったか。

**【委員長】**

- ・そのような議論をした。

**【委員】**

- ・武蔵野市の計画の中に、生涯学習という文言が載っているので、生涯学習という言葉にしないかとの話をした。

**【委員長】**

- ・生涯学習とした経緯を覚えている。ただし、教育用語としては、家庭教育、学校教育、社会教育としたほうよいか。また起草委員会に回させてもらう。ほかはいかがか。

**【副委員長】**

- ・性と生殖に関するところで、妊娠、出産をする可能性があることに十分配慮するというのが女性だけになっている。リプロダクティブ・ヘルスというのは男性にももちろん関係のあることである。例えば、全ての個人が生殖する／しない自由を含めた生殖に関する権利を持つことに配慮するなど、そのような文言に変えたほうがよいのではないか。

**【委員長】**

- ・もう少し踏み込んで、女性も男性もということか。

**【副委員長】**

- ・カップルというような言い方で入れるかどうかはわからないが、する権利と、しない権利とい

うのを入れて、する／しないを含めて、全部、生殖に関することに配慮したほうがよいという文言にしたほうがよい。仮の案として「生殖する／しない自由を含めた生殖に関する権利を持つことに十分配慮するとともに」としてはどうか。

**【委員長】**

- ・では、そのような感じで見直してもらおう。生殖する／しない権利に十分配慮するとともにという感じか。

**【副委員長】**

- ・それから、もう一つ、気になっているのは、災害対策のところは「性別等の視点に配慮する」というようにあっさりとなっている。他の自治体も、文京区は「男女双方の視点に配慮する」台東区は「男女の視点に配慮する」と書いてあるが、それでいいのかなど。もう少し踏み込みたいという気持ちがしている。

**【委員長】**

- ・「性別等の視点」では、ぼやっとしている。

**【副委員長】**

- ・ここで災害発生に対する「備える対策を含む」とは書いてあるが、災害計画をつくる際にも、性別の視点をきっちり入れるということを明言するのと、暴力や、運営、リーダーに女性を入れるなど、条例でどの辺のレベルで書けばいいのか。もう少し具体的にしなければならないことが想起できるようにしてはどうか。配慮するというよりは、もう少し、こういうことをしなければならないという規制力があるような条例を武蔵野市で最初につくってはどうか。

**【委員】**

- ・例えばどんなことか。

**【委員】**

- ・誰でもトイレをつくるなどか。

**【副委員長】**

- ・日野市の男女平等推進委員会の防災分野における男女平等に関する提言書がネットに公開されているが、そこでは「防災会議と男女平等推進委員会が連携を持たなければならない」など、具体的に提言している。だから、条例でどこまで細かく規定できるかわからないが、行動に結びつくような、もう少し実効性があるというか、もう少し、このところを充実させたい。震災を経過した後に、武蔵野市はこの条例をつくってよかったといった雰囲気になりたいと考えた。

**【担当部長】**

- ・地域防災計画に男女の視点は入っている。計画のレベルまで踏み込むのはどうかというのが少しある。

**【委員】**

- ・確かに計画には具体的に入っている。

**【担当部長】**

- ・一方的にはこちらでは書けないので、もし踏み込むのであれば、防災の部署のほうに聞くことになる。

**【委員長】**

- ・通常は予防と災害時と復興であり、そこに女性の視点を入れていくということだ。災害時に一番出てくる暴力の問題や性の問題、もちろんトイレの問題なども含めての配慮と、復興時にまた女性が参画しないといけないので、3つのフェーズがある。そのようなことぐらいまでは書き込んでもよいか。

**【副委員長】**

- ・そういうフェーズに男女平等、その時々には男女平等の視点が必要であるという形で分節化すれば、こういうときに必要なのだということが可視化される。

**【委員】**

- ・フェーズを幾つか変えた上で「地域防災計画策定委員会との連携を図る」として、後は任せるといったようなことは、防災側の意図を確認しないと難しいか。それができるといいが。

**【委員長】**

- ・地域防災計画と連携のようなことを入れてよいかどうかは、事務局のほうから、少しネゴシエートいただけるか。

**【担当部長】**

- ・連携はするが、男女の視点はすでに計画に取り入れているため、こちらの条文にも示すかどうかというところである。

**【委員】**

- ・庁内でばらばらではなく、ちゃんと連携がとれているということで、市民としての安心感が得られる。

**【委員長】**

- ・なので、それを考えてもらって、フェーズを入れ、かつ地域の防災行動計画とうまくリンクする形で見えるようにしたい。
- ・それから、他の個別の施策はいかがか。ある程度、最小限でいいとは思いますが、過不足はないか。

**【委員】**

- ・相談支援だが「性別等による差別的取り扱い等に関する相談等」とあり「等」がついているが、性別等によるというか、あるいは起因する、さまざまな相談というのがあるのではないか。

**【委員長】**

- ・差別的なことではなくてあるはずだ。相談は人生観や夫婦関係などが多いのではないか。

**【委員】**

- ・もっと幅広いものだと考える。幅広い相談があるということが、この差別的取り扱い等と書いてしまうと、狭い感じに読めてしまう。

**【副委員長】**

- ・差別的な相談ではないから、扱ってもらえないと読めてしまうとよくない。

**【委員長】**

- ・性別等に起因するさまざまな悩みも含めるべきだ。

**【委員】**

- ・苦情申し立てのほうでも、もちろん相談を聞き、そこで処理されるわけである。ここの相談支援が何を想定しているのかというのがわからない。市民や事業者に関することを想定しているのか。例えば、私も別の市で法律相談を担当しているが、そこでは配偶者間の暴力や離婚など、そういった関係のものを受けるが、ここで言う相談は、誰がどのような形で行うのか。

**【委員長】**

- ・女性総合相談では、それこそ漠然とした悩みごとを持ち込むケースは多いのではないか。

**【委員】**

- ・男性の相談はどうか。

**【担当部長】**

- ・男性相談は基本的には行っていない。男性は都のセンターのほうで相談を受けられる。

**【委員】**

- ・女性総合相談という窓口があり、そこに寄せられた相談を、市ではおそらく仕分けていく。その相談は法律関係で、その相談はカウンセリングが必要だとか、それは教育関係であるなど、そのような形の窓口がある。そのようなことをイメージしていることと、それから、市の男女共同参画計画で、DVに関する計画がつけられたわけだから、そのようなことに関する専門的な相談もあわせて行っていくという形になっている。だから、前者のほうは間口が広いということである。

**【委員長】**

- ・それが伝わるほうがよい。女性総合相談のように、様々な種類のものと専門的な相談とがある。その両方を想定しての相談支援である。差別的取り扱い等だけではないものはたくさんある。

**【小山田委員】**

- ・「及び事業所」という言葉も入れたい。たとえば、うちの事業所で、男女平等に関する研修を

行いたい、どのようにしたらいいかなど。また、今このような事案が起きているが、事業所としてどのような計画を立てたらよいかなど、市民だけでなく事業者からの相談もある。

**【委員長】**

- ・センターは女性相談を受け付けているのか。

**【事務局】**

- ・今は受け付けていないが、移転してからは、相談機能も合わせもつ予定である。まずは、先ほど言われた女性総合相談を本庁と両方で行い、土日と平日夜間を補完する形で行う予定である。

**【委員】**

- ・そうだとすると、今あるのは女性の相談だけのようなのだが、性別に関する相談というと、男性の相談もあるし、LGBTの方からの相談もあるのかもしれない。それから事業者の性別に関する相談もあるということか。それらを全て、その関連のところにさばくようなことになるか。

**【担当部長】**

- ・事業者もある意味で市民なので、事業者と書く必要はないかと考える。

**【委員長】**

- ・市民の定義は、市内で働く者を含んでいるので、あえて入れなくてもいいのかもしれない。相談機能を持つことはとても大事なので、書き込んでおいたほうがよいと考えるが、どのようにするか。

**【委員】**

- ・センターが移転して、相談機能を持ち、その相談も今後拡充していくような形でいってほしいが、そうだとすると、細かく、限定的に書き込まないほうがよいのではないか。

**【委員】**

- ・必要な措置と書いてある。

**【委員】**

- ・必要な措置というふうにしておいたほうが、書いていないよりは、よほどいいような気がする。

**【委員】**

- ・必要な措置というのは、つまり、相談を仕分けて、法的なものであれば、法律相談につなぎ、メンタル系のものであれば、そちらのほうにつなげるということまでが必要な措置なのだとしたら、それはそれで理解できる。

**【副委員長】**

- ・体制をきっちり講じる。

**【小山田委員】**

- ・相談窓口の設置のような形で、相談を受けるための窓口を設置しますというほうが具体的かもしれない。

**【委員長】**

- ・そのような窓口と言うと狭くなるので、体制だろう。体制のニュアンスだが、それは窓口というようなことだと考える。ということで、差別的取り扱いというのは外したほうがいい。ほかはいかがか。推進委員会と苦情処理に関してはどうか。

**【委員】**

- ・暴力の根絶だが、これは男女平等社会を推進するための施策についてなので「あらゆる場所において、性別等に起因する身体的または精神的暴力」というふうに入れておいたほうがよいのではないか。

**【委員長】**

- ・確かにそうである。

**【委員】**

- ・13の「苦情の申し出」だが、おそらく「申し立て」のほうが法の文言としては一般的である。ここは、文言をチェックする法務担当に聞いてもらえばよいが、1つ目の丸は「申し立てることができる」で、次が「申し出窓口」となっているので、いずれにしても文言は統一したほうがいい。

**【委員】**

- ・積極的改善措置が個別の施策のところにあるが、こちらも参画する機会となっているので、検討いただくということと、その次の行の「認める場合に合っては、の「あって」のところでは漢字は使わない。

**【委員長】**

- ・積極的改善措置は用語の定義のところと整合性を持たせよう。それから、申し立てはこれで統一したい。

**【委員】**

- ・12番の推進委員会は、やはり推進委員会で決まりなのか。

**【委員長】**

- ・これは変更になると考える。

**【事務局】**

- ・論点では「審議会がふさわしいのではないか」となっている。条例の名称などとの兼ね合いで、動く可能性はある。

**【委員長】**

- ・それから、センター名や委員会名は、まだ流動的ということなので、最終的に決まったら統一していくという方向で了承いただきたい。

**【委員】**

- ・「苦情処理の処理という言葉は別の言葉でどうか」というふうに書かれていたが、論点の2つ目に、苦情は対応ができるというような文言がある。対応という言葉ではだめなのか。

**【委員】**

- ・渋谷区は「相談及び苦情への対応」である。

**【委員長】**

- ・「苦情処理委員」も「苦情対応委員」になるのか。

**【委員】**

- ・「処理」ではなくて「検討」ではどうか。

**【委員】**

- ・検討するだけになってしまう。苦情だから、何か答えを出さないとまずいのではないか。

**【委員】**

- ・結果が出るのは対応である。

**【委員】**

- ・結果を出さないといけないので、「対応」あるいは「対処」ではないか。「処理」よりはいい。

**【委員】**

- ・対応してもらえるとすると、いい感じがする。

**【委員長】**

- ・「対応」か「対処」かは考える。「検討」というのも出たが「苦情解消」じゃないか。

**【委員】**

- ・解決しなければいけない。

**【委員長】**

- ・解決は大変である。適切かつ迅速に対応するためという感じか。とりあえず、ご意見を承っておく。

**■議題（3）意見交換会について**

資料3に基づき事務局が説明。

**■議題（4）その他**

○日程について

第3回起草委員会：6月29日（水）午後2時～4時      スイングビル      レインボーサロンA

第8回条例検討委員会・第5回推進委員会 合同委員会：7月11日（月）午後7時～9時  
武蔵野プレイス フォーラム  
第9回条例検討委員会（市民意見交換会）：7月29日（金）午後7時～9時  
スイングビル スカイルーム

— 了 —